

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 25 年 3 月 26 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 11 号

瀬戸市道路占用料条例の一部を改正する条例

瀬戸市道路占用料条例（昭和 48 年瀬戸市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(占用料の減免) 第 7 条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。） <u>第 7 条第 11 号</u> に掲げる応急仮設建築物 (2)から(13)まで <省略> 別表（第 4 条関係）				(占用料の減免) 第 7 条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。 (1) 道路法施行令（昭和 27 年政令第 479 号。以下「令」という。） <u>第 7 条第 8 号</u> に掲げる応急仮設建築物 (2)から(13)まで <省略> 別表（第 4 条関係）			
占用物件の種類	区分	単位	占用料	占用物件の種類	区分	単位	占用料
<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	<省略>
令 <u>第 7 条第 4 号</u> に掲げる工事用 施設及び同条第 <u>5 号</u> に掲げる工 事用材料		<省略>	<省略>	令 <u>第 7 条第 2 号</u> に掲げる工事用 施設及び同条第 <u>3 号</u> に掲げる工 事用材料		<省略>	<省略>
令 <u>第 7 条第 6 号</u> に掲げる仮設建		<省略>	<省略>	令 <u>第 7 条第 4 号</u> に掲げる仮設建		<省略>	<省略>

建築物				建築物			
令第7条第12号に掲げる器具		<省略>	<省略>	令第7条第9号に掲げる器具		<省略>	<省略>
備考 <省略>				備考 <省略>			

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。